

広島県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和四年三月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和四年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

西城比和線

三 道路の区域

区 間	新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市比和町三河内字三ツ子山六三三番一 地先から 庄原市比和町三河内字三ツ子山六三三番一 まで	八・一〇〇 一・七〇〇	四・一〇〇 四・三〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	拡幅